

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

令和5年4月1日からの新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和5年4月1日から新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に変更される5月8日までは、下記のとおり基本的な感染対策等の励行をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策

「三つの密（密閉・密集・密接）の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続してください。

2 マスクの着用の取扱い

- (1) 大学の教育研究活動におけるマスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとします。
- (2) 通学時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用が推奨されます。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、マスクの着用の有無による差別や偏見等はしないでください。
- (4) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行ってください。

3 毎日の健康観察の励行

- (1) 毎日の体温測定と「[健康状態確認票](#)」の記入（他県に移動した際は備考欄に行動履歴を記録）を励行してください。
- (2) 発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、少しでも体調が悪いと感じたきは、登校・出勤はしないでください。自宅待機中は、指導教員及び授業担当教員に欠席連絡をすることで、基本的に授業の補講又は代替措置等が保証されます。不要不急の外出を控え、かかりつけ医等の医療機関又は「[新潟県新型コロナ受診・相談センター](#)」（TEL:025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。また、速やかに「[報告フォーム](#)」により大学へ報告してください。

4 学生・教職員が参加する飲食を伴う会合

次の感染対策を徹底したうえで実施可能とします。

- (1) 都道府県が認証する第三者認証店（注）など、感染対策が徹底された店舗を利用してください。
- (2) 座席の間隔を確保してください（又はパーテーションを設置）。
- (3) 会合の時間は2時間以内とします。
- (4) 個人の参加意思を尊重してください（参加もしくは不参加を強制しない）。
- (5) 会合の当日は必ず検温を行い、体調が悪い場合は参加しないでください。
- (6) 入店時には必ず手指消毒を行ってください。
- (7) 大きな声での会話は控えてください。

（注）県が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な対策を遵守する飲食店を県が認証する制度

新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店（にいがた安心なお店応援プロジェクト）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

5 本人が感染した場合等の大学への報告

次のいずれかに該当する場合は、「[報告フォーム](#)」により大学に報告願います。

- (1) 本人が感染した場合
 - (2) 本人又は同居者に感染の疑いがある場合
 - (3) 本人が濃厚接触者となった場合
 - (4) 自宅療養期間又は自宅待機期間が終了し登校（出勤）する場合
- 6 陽性者・濃厚接触者となった場合の対応
陽性が確認された又は濃厚接触者となった場合は、すぐに行動を自粛し自宅待機をしてください。具体的な対応については、「[報告フォーム](#)」にリンクがありますので、必ず確認してください。
なお、学生宿舎入居者は、学生宿舎での療養・自宅待機となりますので、できる限り居室から出ずに学生支援課の指示に従い行動してください。
- 7 正しい科学的知見に基づく行動
「(2023年3月版)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」など、これまでに得られた科学的知見に基づき SNS などに流布される根拠が明示されないデマや不正確な情報などに惑わされず、1人ひとりが最新の正しい知識を身につけて正しく対策を行うように心がけてください。
<参考>
「(2023年3月版)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>
ネットの時代におけるデマやフェイクニュース等の不確かな情報
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/
- 8 その他
新型コロナウイルス感染による後遺症としての症状がみられる場合は、保健管理センターへ相談してください。
保健管理センター 電話：025-521-3642 メール：hoken@juen.ac.jp

担当：総務課副課長（総務担当）
電話 025-521-3212 メール houki@juen.ac.jp